

豊橋市立牟呂中学校

いじめ防止基本方針

令和5年5月18日

(最終改定) 令和5年5月18日

令和5年度 いじめ防止基本方針【豊橋市立牟呂中学校】

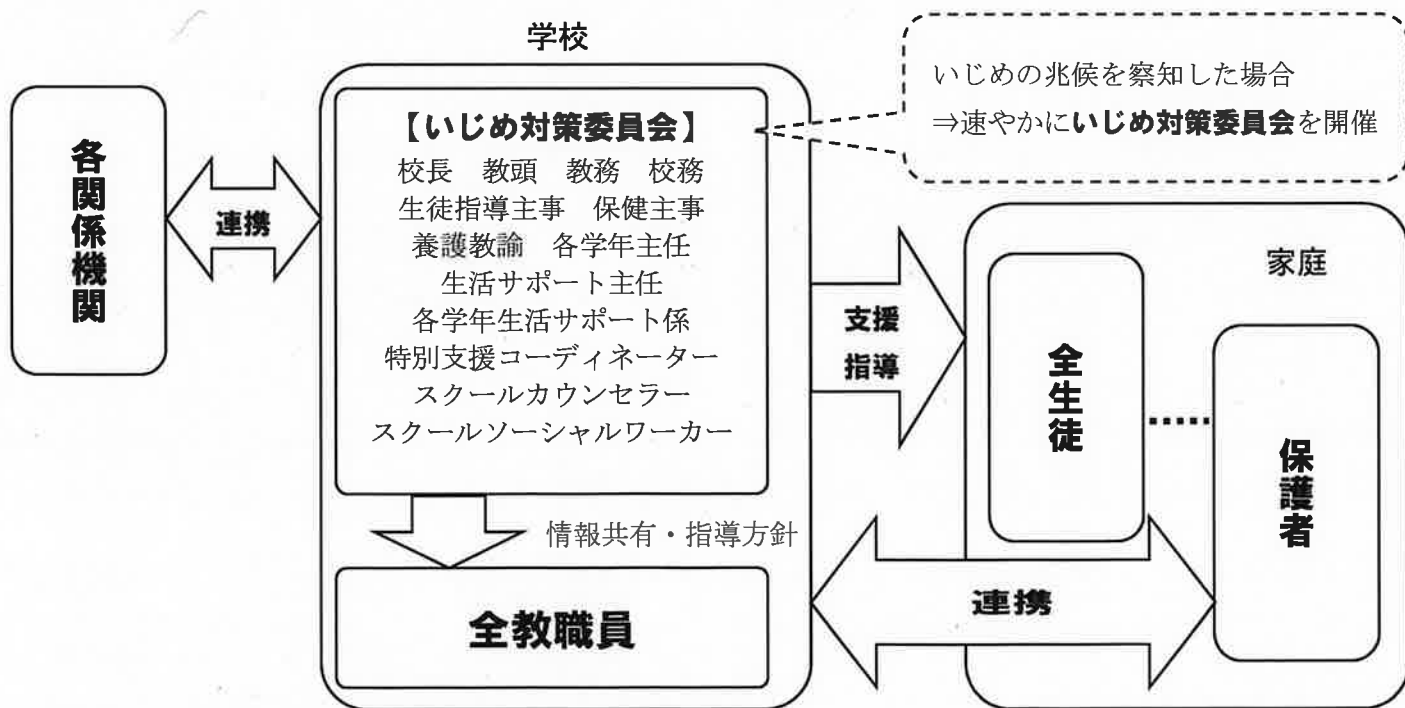
I いじめ防止についての基本的な考え方

子どもたちにとって学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。学校生活には子どもたちの「居場所」があり、子ども同士の「絆」があることが大切となる。教師の進める「居場所づくり」と、子どもが主体となる「絆づくり」を重視した学校づくりを進めることで、認め合える人間関係づくりが進み、いじめを未然に防止することが可能となると考える。そこで、本校では、経営方針の中に「子どもを大切に作る学校」を柱の中核に位置づけ、具体的な方策として「いじめの起きない温かい集団づくり」を掲げた。

一方、いじめについては、国も「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうる」としていることから、学校としても、全教職員が、子どもたちからの小さなサインを見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導にあたっていく必要があると考えている。

II 「いじめ防止対策組織」について

従来の「いじめ不登校対策・生徒指導委員会（生活サポート委員会）」を継続・拡大し、特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも組織として加え、いじめの些細な兆候や懸念を、特定の教員が抱え込むことのないように対応する。その際、あくまでも「いじめられた子どもを学校が守る」というスタンスを貫くことを前提とし、本委員会がいじめ防止（未然防止、早期発見・早期対応、事案措置等）の取り組みの検討を行う中核組織となる。



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割や機能等

ア PDCAサイクル（取り組み検証）

- ・学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイク

ル (PLAN, DO, CHECK, ACT という計画, 実行, 評価, 改善のサイクル) で見直し, 実効性のある取り組みとなるように努める。そして, 「みんなでつくろう牟呂中アンケート」を5月, 10月, 1月の3回実施する。(アンケートについては別紙参照)

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で, 「いじめ防止基本方針」の周知と共通理解を図る。
- ・「いじめ不登校対策・生徒指導委員会 (生活サポート委員会)」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で, 年1回「いじめ・不登校及びそれらにつながる事項」をテーマとした講話やケーススタディを実施して, 教職員の生徒指導に関する力量向上に努める。

ウ 子どもや保護者, 地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を, 学校新聞及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)

- ・いじめ事案の事実の把握に努め, 問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については, 管理職の指導の下, 学年主任を核として迅速かつ効果的に対応する。また, 必要に応じて, 外部の専門家, 関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も, その後の子どもの様子を見守り, 継続的な指導・支援を行う。

オ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は, 速やかに教育委員会に報告をし, 「いじめ早期発見・対応マニュアル」に基づいて対応する。(資料2参照)
- ・学校が調査を実施する場合は, 「いじめ不登校対策・生徒指導委員会 (生活サポート委員会)」が調査の母体となり, 事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については, いじめられた子ども, 保護者に対して適切に情報を提供するとともに, 教育委員会へ報告する。

Ⅲ いじめの防止等についての具体的な取り組みについて

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 子ども同士のかかわりを大切に, 互いに認め合い, 共に成長していくための「居場所づくり」と「絆づくり」を意識した学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して, 道徳教育・人権教育の充実, 体験活動を推進し, 命の大切さ, 相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 全学年で情報モラル教育を推進し, 子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め, ネットいじめの加害者, 被害者とならないよう継続的に指導する。
- エ 子どもの多様な人格を認めることを基盤におき, 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう, 指導のあり方に細心の注意を払う。
- オ 生徒指導委員会・アンケート後の生徒面談等で名前があがった子どもについては, 早期にスクールカウンセラーとの面談を行い, いじめにつながらないように前もって支援体制を考える。
- カ 学期始めに「生活サポート委員会全体会」を開き, 気になる子どもの対応について全教職員が共通理解できるようにする。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 「みんなでつくろう牟呂中学校アンケート」や教育相談（年3回：5，10，1月）を実施し、子どもからの小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもがどこにでも相談できるような環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの報告を受けたら、早急に「いじめ不登校対策・生徒指導委員会（生活サポート委員会）」で対応し、必要に応じて「ケース会議」を行う。
- イ 被害にあった子どもを守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害者の子どもには教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応は、必要に応じて市教委、警察署、法務局等とも連携して行う。そして記載内容については、市教委や警察に削除要請を行う。

IV いじめ防止年間指導計画について

資料1

V いじめ早期発見・対応マニュアル

資料2

VI チェックリストについて

- (1) いじめ早期発見のためのチェックポイント (資料3)
- (2) いじめ早期対応のためのチェックポイント (資料4)
- (3) いじめ防止対策のためのチェックポイント (資料5)

いじめ防止年間指導計画

豊橋市立牟呂中学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<p>学校いじめ防止組織の立ち上げ ・入学式、始業式で周知 ・相談窓口等の周知 ・①校内研修 ・いじめ防止対策委員会(校内研修後に開催・臨時に開催)</p> <p>学校いじめ防止基本方針が機能しているか、PDCAサイクルによる検証</p> <p>学級づくり・人間関係づくり・学校行事やさまざまな体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践</p> <p>縦割活動、ありがとうカード、学級会、牟中トーク・・・など、1年を通して行う活動</p> <p>・体育祭 ・異学年との交流 ・挨拶運動</p> <p>・個人懇談会による啓発活動 ・学校ののちの日の取り組み ・ネットFL教室</p> <p>・合唱コンクール ・個人懇談会による啓発活動 ・人権週間の取り組み ・異学年との交流 ・挨拶運動</p> <p>日常的な児童生徒の観察・教職員間での情報交換</p>											
未然防止	<p>・①校内研修 ・②校内研修 ・③校内研修 ・④校内研修 ・⑤校内研修</p> <p>・学校いじめ防止基本方針等の見直し ・小中情報交換会</p> <p>・学校評価 ・学校いじめアンケート ・③いじめアンケート ・③面談</p>											
早期発見	<p>・Q U検査 ・①いじめアンケート ・①面談</p> <p>・②いじめアンケート ・②面談</p>											

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力